

著作権法ガイドライン

2011年3月 ver.2

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
国立情報学研究所先端ソフトウェア工学・国際研究センター(GRACEセンター)

本ガイドラインの利用上の注意事項

- 著作権法ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。)は、「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイト」(edubase Portal)において大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所先端ソフトウェア工学・国際研究センター(以下「NII GRACEセンター」といいます。)が提供するサービスについて、利用者の一助のために、著作権法に関するガイドラインを示すものです。
- 本ガイドラインは、利用者が注意を要する著作権法上の規制等について、本サービスの利用にあたって最も重要と思われる点に限って簡単に解説を加えたものです。NII GRACEセンターは、利用者が本ガイドラインに従って本サービスを利用した場合であっても、第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証するものではありません。利用者は、本ガイドラインを参考に、自己の判断と責任に基づいて本サービスを利用してください。また、必要に応じて法律の専門家や著作権関係団体等に個別に相談してください。
- 本ガイドラインは、利用者による本サービスの利用が第三者の著作権その他の権利を侵害するか否かにつき、何らの結論を示すものではありません。著作権法の分野は具体的な当てはめによって結論が左右される場合も多く、最終的な結論は、裁判所の判断に委ねられることとなります。
- 本ガイドラインは、日本法(日本の法律)における著作権法上の規制等について説明するものです。外国法については本ガイドラインは当てはまりませんのでご注意ください。
- NII GRACEセンターは、利用者に何ら予告をすることなく、本ガイドラインを改訂することがあります。
- 利用者は、本サービスを利用するにあたって、第三者の著作権その他の権利を侵害する可能性があることを認識した場合は、法律の専門家や著作権関係団体等に個別に相談し、あるいは、著作権者からあらかじめ承諾を得る等、適切な処置を講じてください。なお、NII GRACEセンターは、利用者からの個別の相談には対応できませんので、あらかじめご了解ください。

はじめに - 本ガイドラインの概観	1
フローチャート	2
I 著作権法は何を保護しているのか(著作物)	3
1. 著作権法上の「著作物」の定義	3
2. 「著作物」該当性の判断要素	3
(1) 「思想または感情」	4
(2) 「創作的」	5
(3) 「表現」	7
(4) 「文芸、学術、美術または音楽の範囲」	7
3. 編集著作物とデータベースの著作物	7
(1) 編集著作物	7
(2) データベースの著作物(編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの)	8
4. 二次的著作物	8
5. 共同著作物	9
II 誰が著作権を有するのか(著作者、著作権者)	10
1. 著作者とは?	10
(1) 著作者	10
(2) 法人著作	10
2. 著作権者とは?	11
3. 音楽や映画の著作権者について	11
III 権利の対象とならない著作物、著作権の保護期間	12
1. 権利の対象とならない著作物	12
2. 著作権の保護期間	12
IV 著作者に与えられる権利とは何か(著作(財産)権と著作者人格権)	13
1. 著作(財産)権	13
(1) 複製権(著作権法 21 条)	13
(2) 翻案権(著作権法 27 条)	13
(3) 公衆送信権、公衆伝達権(著作権法 23 条)	14
(4) その他	14
2. 著作者人格権	14
V 著作物の自由利用が認められる場合(権利制限規定)	16
1. 適法な引用	16
(1) 適法な引用	16
(2) 引用の要件	16
(3) 出所明示義務	17
(4) 要約引用・翻訳引用	17
(5) 引用と著作者人格権(特に同一性保持権)の関係	17
(6) 裁判例	18
2. 学校その他の教育機関における複製	18
3. その他に自由利用が認められる場合	18
VI 著作物の利用に際して、著作権者の許諾を得る必要がある場合	20
1. 許諾を得ることが必要な場合	20
2. 利用許諾の取得の方法	20
3. 著作権関係団体	20
VII 著作隣接権	22
VIII 著作権法に関する参考ウェブサイト	23

はじめに – 本ガイドラインの概観

本ガイドラインは、「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム教材ポータルサイト」(edubase Portal)を利用される方が、このポータルサイトに登録するコンテンツを作成したり、登録されたコンテンツを利用するにあたって、その理解の助けとなるように作成されたものです。

以下では、主にコンテンツを作成する場合を念頭において、本ガイドラインの考え方と構成を概観します。

1. コンテンツの権利者は誰か

利用者が作成するコンテンツにおいて、すべてをオリジナルで作成する場合には、著作権の問題はあまり発生しません。他のコンテンツを引用等で利用する場合にも、その利用するコンテンツを作成したのが自分であれば、自由に利用できることはいうまでもありません。一方、利用するコンテンツが第三者のものであれば、2. 以下の項目を検討する必要があります。

なお、利用するコンテンツの作成作業を行ったのが自分であっても、それが法人や団体の関与のもとに作成されたのであれば、その権利を保有しているのは法人と判断される可能性がありますので、注意が必要です(下記II. 1. (2)をご覧ください。)

2. コンテンツの著作物性

利用するコンテンツを作成したのが第三者であれば(以下、かかるコンテンツを「第三者コンテンツ」といいます。)、その第三者コンテンツが著作権法上の「著作物」に該当するかをまず検討します。

第三者コンテンツが「著作物」に該当しなければ、同コンテンツを利用することは、原則として自由です。他方で、第三者コンテンツが「著作物」に該当すれば、同コンテンツを利用するには、原則として著作権者から利用の許諾を取得する必要があります。

そこで、下記I. においては、いかなるコンテンツが「著作物」に該当するか解説をしています。

3. 著作物であっても著作権の対象にならないものか、法律上認められた利用か

第三者コンテンツが「著作物」に該当する場合、同コンテンツを利用するには、上記のとおり、原則として著作権者から利用の許諾を得ることとなりますが、「著作物」に該当しても、それが権利の対象とならない著作物であったり(下記III. 1. をご覧ください。)、その著作権の保護期間が満了しているのであれば(下記III. 2. をご覧ください。)、同コンテンツは自由に利用できることとなります。

また、第三者コンテンツが「著作物」に該当しても、同コンテンツの利用の態様が、著作権法によって保護されている一定の範囲の利用でなければ、そのような利用も自由です(下記IV. をご覧ください。)

さらに、第三者コンテンツが「著作物」に該当しても、同コンテンツの利用の方法が、著作権法上許諾を得ずに行うことが認められている利用(例えば、引用等著作権法上の例外規定に定められた利用)であれば、そのような利用も自由に行うことができます(下記V. をご覧ください。)

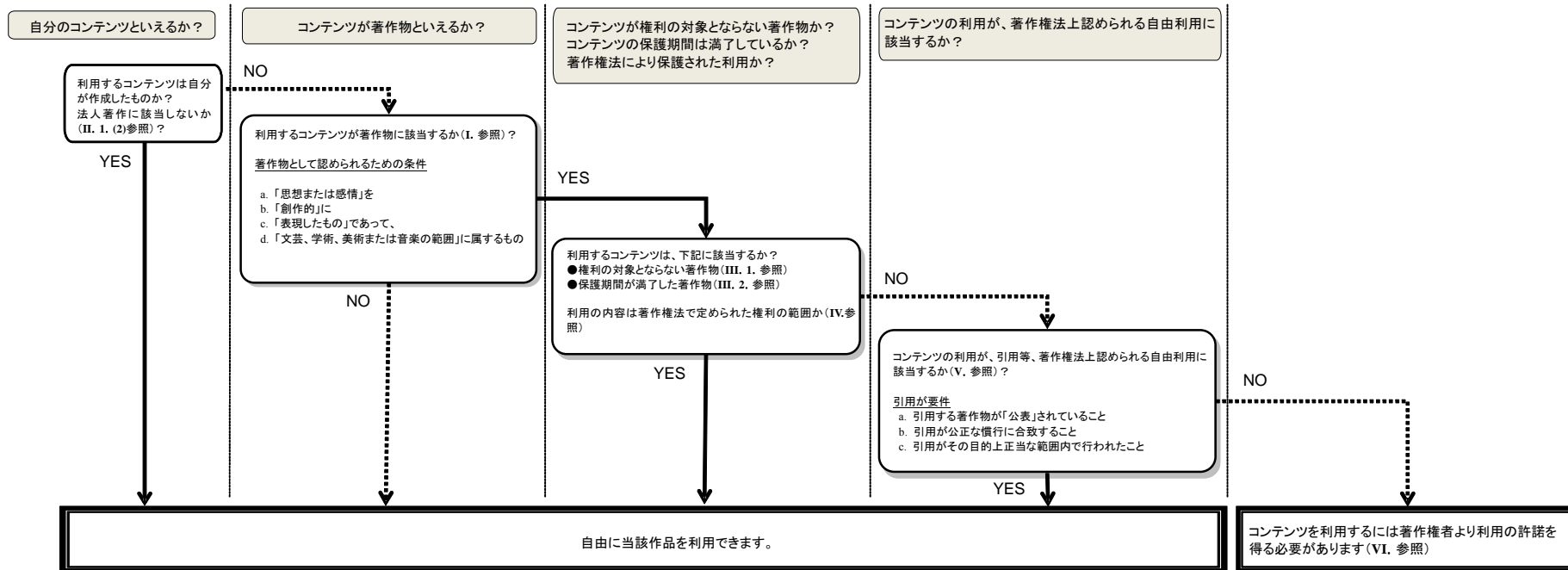
4. 著作物の利用について許諾を得ることが必要な場合

上記1. から3. を検討した結果、自由に利用できない第三者コンテンツを利用する場合は、著作権者より利用の許諾を得る必要があります。同コンテンツの著作権者が誰であるかについては、下記II. をご覧ください。また、利用許諾の取得方法等については、下記VI. をご覧ください。

フローチャート

本フローチャートは、上記「はじめに」で述べたことを簡単に図解したものです。

ただし、本フローチャートはあくまでも著作権法の原則を示すものです。本フローチャートに基づき、自由にコンテンツを利用できると判定された場合であっても、同コンテンツを自由に利用できない(利用すれば著作権侵害等、何らかの責任を追及される)と判断される場合もありますので、心配な場合には、必ず法律の専門家や著作権関係団体等に個別に相談してください。



I 著作権法は何を保護しているのか(著作物)

著作権法は、「著作物」を保護しています。そこで、以下では、著作権法により保護されている「著作物」とは何か、逆に「著作物」とならないものは何か、を解説します。

なお、著作権法は、「著作物」以外にも、実演、レコード、放送及び有線放送を保護していますが、この点については、下記VIIをご覧ください。もしも、他人が歌ったり演技したりしている録音や録画(実演)、録音した音声(レコード)、テレビ等で放送・有線放送されたものの録音や録画を利用する場合には、複雑な権利処理が必要となる可能性が高いので、法律の専門家や著作権関係団体等に個別に相談してください。

1. 著作権法上の「著作物」の定義

著作権法上、「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されています(著作権法2条1項1号)。

具体的にどのようなものが「著作物」となるかについては、著作権法10条各号に例示がされています。その概要は下記の表のとおりです。

言語著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演等
音楽著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踏著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス等の舞踊やパントマイムの振り付け
美術著作物	絵画、版画、彫刻、まんが、書、舞台装置等(美術工芸品も含む)
建築著作物	芸術的な建造物(設計図は図形の著作物)
図形著作物	地図と学術的な図面、図表、模型等
映画著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフト、ゲームソフト等
写真著作物	写真、グラビア等
プログラム著作物	コンピュータ・プログラム

なお、上記の表はあくまでも例示規定であり、上記の表に記載がないものについても、著作権法2条1項1号の「著作物」の要件に該当すれば、「著作物」として保護されます。

また、「著作物」として保護されるためには、著作権法2条1項1号の「著作物」の要件に該当すれば十分であり、上記のどの分類に属するかを決める必要はありません。

上記に該当する著作物は、創作と同時に著作権法で保護されます。特許権や商標権等と異なり、著作権法に基づく保護を受けるためには、登録その他の手続きは一切必要ありません。

2. 「著作物」該当性の判断要素

上記1. に記載した「著作物」の定義(著作権法2条1項1号)を細分化すると、下記のとおりとなります。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| a. 「思想または感情」を
b. 「創作的」に
c. 「表現したもの」であって、
d. 「文芸、学術、美術または音楽の範囲」に属するもの |
|-------------------------------------------------------------------------------|

a.からd.の要件の詳しい解説については、それぞれ下記(1)から(4)をご覧ください。

(1) 「思想または感情」

(あ) 「思想または感情」とは

著作物とは、「思想または感情」を表現したものでなければなりません。

ここでいう「思想または感情」を表現することとは、事実、思想または感情等の表現対象(例えば、富士山)を具体的に表現する過程(例えば、絵に描いたり写真を撮ったりする過程)において、何らかの思想・感情を移入すること、その結果として、具体的に表現されたものにおいて、思想・感情が現れていることを意味すると考えられています。

なお、「思想または感情」は、高度・高邁なものである必要はなく、人の考えや気持ちが表れているものであれば足りると考えられています。たとえ3歳の子供が描いた富士山の絵であっても、そこに絵を描いた子供の思想または感情が移入されていれば、立派な著作物となりえます。

この要件は、実際には、下記(い)に挙げられている、著作物として保護されないものを区別するための要件として、意義があります。

(い) 「思想または感情」の表現に該当しないもの

一般に、何が「思想または感情」の表現に該当し、何が該当しないかを判断することは困難です。

そこで、以下では、「思想または感情」を表現したものとはいえないもの、すなわち、著作物に該当しないものを具体的に挙げていくことにします。

①事実それ自体

事実それ自体は、すでに存在している客観的な存在であり、人の精神的な活動の所産ではないため、「思想・感情」とはいえません。例えば、いかに大量の資金・労力を投入してある事実を見つけ出し(例えば、アマゾンの奥地で新種の動物が生息していることを発見した)、あるいは、実験のためのデータを得た(例えば、DNA配列を解明した)としても、このような事実やデータが著作物として保護されることはありません。

事実を著作物として保護しない理由は、事実自体を著作物として保護すると、その事実を特定の人に独占させることになり、表現の自由や学問の自由に対する重大な弊害となるからです。例えば、アマゾンの奥地で新種の動物を最初に発見した人が、その新種について的事实を独占できることになると、他の報道記者や研究者は、その新種について記事を書いたり研究をするたびに、その人から許諾を得なければならないことになってしまい、表現の自由や学問の自由が大幅に制限されてしまいます。

なお、事実それ自体と、それを具体的に表現したものとは異なるので、注意が必要です。例えば、アマゾンの奥地に新種の動物が存在すること(事実)は独占できませんが、この動物を写した写真やこの動物について記載した記事・論文は著作物として保護されることになります。このように個別の表現が保護されても、他の人はこの動物の別の写真をとったり、この動物について別の表現を用いて記事や論文を書くことができますので、上記の写真や記事・論文等を著作物として保護したとしても、表現の自由や学問の自由に対する大きな制約とはならないと法律が判断しているのです。

著作権法10条2項は、事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は著作物に該当しないと

規定していますが、すべての新聞記事について著作物性を否定するものではなく、あくまで事実それ自体が著作物に該当しないことを確認する趣旨に過ぎません。

(例)「事実それ自体」に該当するもの

- ・自然界における事実(例えば、「地球は回っている」という自然法則それ自体)
- ・株価や気温等のデータ
- ・歴史的事実(例えば、1192年に源頼朝が鎌倉幕府を開いたという事実)

②(技術的)思想やアイデアそれ自体

(技術的)思想やアイデアそれ自体は表現でないため、著作権法では保護されません。

例えば、いかに優れた発明であっても著作権法による保護は与えられません。また、物理的な理論自体に著作権が発生することはありません(これらは、特許権や営業秘密として、他の法律で保護されるべきものです。)

他方で、技術的思想、物理的な理論を具体的に表現した論文は著作物となりえますが、技術的思想、物理的な理論を表現しようとするれば、自ずと似通った記述となる場合が多く、したがって、そのようなありふれた記述には創作性が認められない(創作性の判断基準については、下記(2)をご覧ください。)として、著作物性が否定される場合もしばしば見られます。

また、例えば、織田信長を素材に映画・小説・ゲーム等を作ろう、という考えはアイデアであり、誰にも独占できません。このアイデアを具体化した映画・小説・脚本・ゲームの具体的表現のみが保護されます。

③その他

その他に、契約書の規定、スポーツやゲームのルール等は、事実(合意した取り決め内容)やアイデアそのものであって、著作物に該当しないと判断される可能性が高いと考えられています。

(う) 裁判例

上記(あ)(い)についての実際の裁判例は、著作権法判例集の判例1. から判例5. をご覧ください。

(2)「創作的」

(あ)「創作的」とは

著作物とは、人の思想・感情を「創作的」に表現したものです。

著作物は人による独自の精神的作業であるため、一般的に、そこには作成者の個性が現れているはずであり、すなわち、創作性とは、表現に作成者の個性が現れていることを意味すると解されています。

あらゆる創作は、先人の業績の上に成り立っていることからすれば、一般的には創作性とは完全な独創性まで要求されるものではなく、また学術性や芸術性の高さも要求されるものではありません。

この点、裁判例(当落予想表事件・東京高判昭和62年2月19日判時1225号111頁)では、『思

想又は感情』とは、人間の精神活動全般を指し、『創作的に表現したもの』とは、厳格な意味での独創性があるとか他に類例がないとかが要求されているわけではなく、『思想又は感情』の外部表現に著作者の個性が何らかの形で現われていれば足り、『文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する』というのも、知的、文化的精神活動の所産全般を指すものと解するのが相当である。」と判断しています。

(い) 創作性の判断方法

上記のとおり、従来、創作性は、著作物に作成者の何らかの個性が現れているか否かによって判断されてきました。もっとも、作成者の個性といった場合、小説等の伝統的な著作物については、作成者の個性が流出しているといっても不自然ではありませんが、機能的な著作物の典型例であるコンピュータ・プログラムについては、作成者の個性とは具体的に何を指すのが不明であるとの批判が存在します。

そこで、近時、創作性を、思想・感情の流出物としての個性ではなく、「表現の選択の幅」と捉えるべきである、という考え方が有力になっています。この考え方では、「ある作品に著作権を付与しても、なお他の者には別の表現を用いて創作を行う余地が残されているか否か」(つまり、ある作品の裏にある一定のアイデアを表現するにあたって、沢山の選択肢があり、その中のひとつを選んだ行為であるといえるか)によって判断すべきであるとしています。

この有力説は、著作権法の目的である「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」(著作権法1条)を重視して、文化の発展、すなわち情報の豊富化に資するよう、創作性の概念を解釈すべきであるとの考えに基づきます。すなわち、「表現の選択の幅」があるものについては、著作権という独占権を作成者に付与することにより、多様な表現を作り出すインセンティブが生まれて著作物の創作が促進され、ひいては文化の発展につながるので、著作権を認めるべきである、他方、「表現の選択の幅」が狭いものについては、著作権という独占権を作成者に付与することによって、他の人が同じ表現を使えなくなる結果、かえって憲法上の権利である表現の自由が侵害され、文化の発展を阻害することになるので、著作権を認めるべきではないと解釈します。

この有力説に従えば、例えば、富士山の絵画は、その表現の方法は多様である(100人が描けば100人異なる表現となる)ことから、創作性が認められやすいのに対し、新聞の見出しは、限られた字数のなかで事実やアイデアを伝えなければならないため、表現の方法に選択の幅がほとんどなく、したがって、創作性は認められにくいということになります(詳細は、下記(う)をご覧ください)。

(う) ありふれた表現

ある思想・感情の表現方法が一つあるいは極めて限定されている場合、かかる表現には選択の幅がないので、創作性がなく、著作物とは認められません。

また、ありふれた文章や極めて短い文章等についても、誰が書いても同じあるいは類似した表現とならざるを得ず、表現の選択可能性が著しく狭いため、創作性欠如により著作物とは認められません。

例えば、「中央道走行車線に停車→追突など14台衝突、1人死亡」といった新聞の見出しは、中央道走行車線に自動車に停車したために14台の自動車の追突事故が発生し、1人が死亡したという事実を表現したものです。当該事実を表現しようとしても表現の選択の幅が低く、誰が表現しても似た表現になってしまう、つまり、ありふれた表現であることから、著作物とは認められません。

(え) 裁判例

上記(あ)(い)(う)についての実際の裁判例は、著作権法判例集の判例6. から判例9. をご覧ください。

(3) 「表現」

著作物とは、思想・感情を「表現」したものです。

思想・感情それ自体は著作物ではなく、思想・感情が核となり、それが具体的に表現されてはじめて著作物となります。すなわち、心の中で考えていただけで、表現として具体化していない段階では、著作物として保護されません。

なお、「表現」といっても、原則として、表現が何らかの物(媒体)に固定されている必要はありません(ただし、映画の著作物については固定が要求されます。)。例えば、その場で思いついたメロディーを楽器で演奏した場合、その楽曲は録音物や楽譜等に固定されなかったとしても、著作物となりえます(ただし、実際には、そのときに著作物が創作されたことを再現して証拠とすることが難しいといえます。)

(4) 「文芸、学術、美術または音楽の範囲」

著作物とは、「文芸、学術、美術または音楽の範囲」に属するものです。

文芸、学術、美術、音楽は厳格に区別して用いられておらず、ある作品が「文芸、学術、美術または音楽」の4つのジャンルによって代表される知的、文化的包括概念に入るか否かで判断されます。

本要件は、実質的には、電化製品や工業製品、自動車のデザイン等、特許権や意匠権等の工業所有権による保護の対象となる技術の範囲に属するものを、著作物から排除するための要件として機能しています。

例えば、工業デザイン(車のデザイン等)は著作権として保護されませんので、車を絵に描いても、そのことにより著作権侵害になることはありません(ただし、車のデザインは、意匠権として保護されている場合があるため、事業として複製したり利用したりすれば、意匠権侵害になる可能性があります。)

3. 編集著作物とデータベースの著作物

百科事典、雑誌、論文集等の編集物やデータベースは、下記のとおり、編集著作物またはデータベースの著作物として保護される可能性があります。これは、編集物やデータベースに含まれている一つ一つのコンテンツを保護するものではなく、そのコンテンツの編集方針やデータベース構築方針における創作性を保護するものです。

例えば、電話帳に記載されている会社名や住所は事実として著作権法では保護されませんが、これらの会社名をどのように分類して並べるか、という分類方法や並べ方に創作性があれば、保護が与えられる場合があります。

自己のコンテンツに編集物やデータベースを利用する場合は、あらかじめ、編集物やデータベースが著作物として保護されるものであるか、法律の専門家や著作権関係団体等に個別に相談されることをお勧めいたします。

(1) 編集著作物

著作権法上、編集物(データベースは除きます。)でその素材の選択または配列によって創作性を有するものは、編集著作物として保護されます(著作権法12条1項)。例えば、百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集等です。

編集著作物の素材は、著作物である必要はありません。論文集のように、素材(各論文)が別途著作物として保護されるものもあれば、レストランガイドのように、素材(レストラン名)は事実であり著作物として保護されない場合もあります。どちらの場合も、これらの素材をどのように選択し配列したか(例えば、どのレストランを選び、どのような順番で並べるか)について創作性があることが要件とされています。

編集著作物と、その編集物に含まれる素材の著作物は、別個の著作物であり、編集著作物の成立は素材の著作権に影響を与えません(著作権法12条1項)。また、編集著作権はそこに収録されている個々の著作物には及びません。

したがって、編集著作物を構成する個々の素材が著作物である場合(例えば、論文集の場合)には、編集著作物全体を利用するためには、編集著作物の著作権者(論文集の编者)と素材の著作権者(各論文の著作者)の両方の許諾が必要となります(著作権法12条2項)。

編集著作物に関する裁判例については、著作権法判例集の判例10. をご覧ください。

(2) データベースの著作物(編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの)

著作権法上、データベースとしてコンピュータで検索できるものであって、そのデータベースに含まれる情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するものは、データベースの著作物として保護されます(著作権法12条の2第1項)。

データベースは情報の集合物ですが、編集著作物と同様、その部分を構成する著作物の著作者の権利には影響を与えません(著作権法12条の2第2項)。

また、データベースに蓄積されている個々の情報が著作物である場合、データベースを複製するためには、データベースの著作権者と個々の情報の著作権者の両方の許諾が必要となります(著作権法12条の2第2項)。

データベースの著作物に関する裁判例については、著作権法判例集の判例11. をご覧ください。

4. 二次的著作物

二次的著作物とは、著作権法上、「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう」とされています(著作権法2条1項11号)。すなわち、既存の著作物(原著作物)に手を入れ、新たな創作性を加えて完成したものが二次的著作物です。二次的著作物は、原著作物とは独立した別個の著作物として保護されます。

二次的著作物を創作するためには、原著作物の著作権者の許諾が必要となります。原著作物の著作権者に無断で二次的著作物を創作した場合、個人的な範囲にとどまるものは例外として許容されていますが(著作権法43条1号)、これを超える範囲は、既存の著作物の著作権者が有する翻案権を侵害することになります。

また、二次的著作物を利用する場合には、二次的著作物の著作権者の許諾のみならず、原著作物の著作権者の許諾が必要となります。例えば、Aさんの創作した本を元に、Bさんが脚本化した場合、Bさんの脚本を利用するためには、BさんだけではなくAさんの許諾も得る必要があります。

す。

翻案権の詳細については、下記IV. 1.(2)をご覧ください。

5. 共同著作物

共同著作物とは、著作権法上、「二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの」とされています(著作権法2条1項12号)。複数人が共著した1冊の本であっても、各人の担当部分を区別することができるのであれば、その本は共同著作物とはなりません。

共同著作物の著作権は、共同著作者の共有となります。共同著作物の持分の譲渡、質権設定については、他の共有者の同意が必要となります(著作権法65条1項)。また、共同著作物の著作権を行使するに際しても、他の共有者の合意が必要となります(著作権法65条2項)。もっとも、各共有者がこれらの同意、合意を拒否するには、正当な理由が必要とされています。

II 誰が著作権を有するのか(著作者、著作権者)

1. 著作者とは？

(1) 著作者

著作権法上、著作者とは「著作物を創作する者」と定義されています(著作権法2条1項2号)。つまり、手足を動かしてその表現を作った人が原則として、著作者となります。

著作者は、著作物の「著作者人格権並びに著作(財産)権」を原始的に取得するとされており(著作権法17条1項)、当該権利の取得に届出・登録等の手続きは必要とされていません。

ある著作物をひとりで創作した場合、その著作物を創作した人が著作者となることは明確です。他方、ある著作物の創作に複数人が関与している場合、原則として、創作行為に実質的に関与した人、すなわち思想・感情の表現の創作に実質的に関与した人が著作者となり、単に著作者の指示の下に手足となって労力を提供した人、単にヒントを提供した人、資金や情報を提供した人あるいは創作の依頼人は著作者とはなりません。仮に創作行為に実質的に関与した人が複数いれば、当該創作に係る著作物は共同著作物(著作権法2条1項12号)となる可能性があります。共同著作物の詳細については、上記I. 5. をご覧ください。

著作者が誰であるか判定することは、著作物の創作に複数人が関与している場合、非常に困難を伴うことがあります。このようなコンテンツの権利関係を整理したり、利用したりする場合は、あらかじめ、法律の専門家や著作権関係団体等に個別に相談されることをお勧めいたします。

(2) 法人著作

上記のとおり、原則は、著作権は創作行為をした人に帰属しますが、この原則に対する例外として、法人の業務に従事する者が創作した著作物の著作者は、当該創作行為をした人ではなく、法人となります。

著作権法上、法人その他使用者の発意に基づきその法人の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人(法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものも含まれます。)が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人とすると規定されています(なお、プログラムの著作物については、公表は要件とされていません。)(著作権法15条)。

これをまとめると、以下のとおりになります。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">a. 「法人その他使用者の発意に基づ」くことb. 「法人の業務に従事する者が職務上作成する」ものであることc. 「法人が自己の著作の名義の下に公表するもの」であることd. 「作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない」こと |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

例えば、ゲーム会社の従業員が、会社の業務として会社の企画したゲームを作成し、かかるゲームが会社の名前で公表された場合には、特段の定めがない限り、当該ゲームの著作者は会社です。

2. 著作権者とは？

著作権者とは、著作(財産)権を有する者をいいます。

上記のとおり、著作者は著作物の「著作者人格権並びに著作(財産)権」を原始的に取得します(著作者人格権の詳細については、下記IV. 2. をご覧ください。)

このうち、著作者人格権は、著作者だけが持っている権利で、譲渡したり、相続したりすることができません(一身専属権)。他方、著作(財産)権は、その一部または全部を譲渡したり相続したりできます(著作権法61条1項)。したがって、通常、著作物が創作された時点では、「著作者」と「著作権者」は同一ですが、著作権が譲渡されたり相続されたりすると、著作者と著作権者は異なることとなります。

例えば、あるコンテンツの著作者がAさんと仮定します。上記のとおり、著作者人格権は著作者だけが持っている権利ですから、同コンテンツの著作者人格権を有する者は、Aさん以外にありえないということになります。他方、同コンテンツの著作(財産)権を有する者(著作権者)に関しては、同コンテンツが創作された時点では著作者であるAさんとなりますが、著作(財産)権がBさんに譲渡されると、著作権者はBさんとなります。なお、著作(財産)権がBさんに譲渡されても、著作者人格権は引き続き著作者であるAさんに残ることとなります(著作権法59条)。

したがって、同コンテンツの利用につき、著作権者から許諾を得る場合、その人は著作者であるAさんなのか、著作権を譲り受けた人であるBさんなのかを、よく確認することが必要です。それによって、「誰の許諾を得るか」が違って来るからです。

3. 音楽や映画の著作権者について

音楽や映画、外注して作成した映像コンテンツ等の権利関係は複雑であることが予想されます。

例えば、映画の場合には、複数人の関与が最初から想定されているため、一定の契約を結ぶことによって、著作(財産)権が映画製作者に帰属する場合があります(著作権法29条)。しかし、この場合でも著作者人格権は、著作者である共同創作者の人たちすべてに帰属しています。

また、AさんがBさん(B社)に外注して作成したコンテンツは、たとえ資金を提供したのがAさんであったとしても、実際の創作行為を行ったのがBさん(B社従業員)であれば、その著作物はBさん(B社)に帰属しますので、AさんはBさん(B社)の許諾なく、このコンテンツを使えないのはいか、という問題が生じます。したがって、Aさんがこのコンテンツを自由に利用できるようにするためには、あらかじめBさん(B社)との間で、著作(財産)権の譲渡やライセンス等を取り決めておく必要があります。

さらに、音楽の録音物・録画物や放送・有線放送されたコンテンツ等には、著作権に加えて、著作隣接権と呼ばれる権利(詳細は下記VIIをご覧ください。))が、存在している場合がほとんどです。

かかるコンテンツを自己のコンテンツに利用する場合は、複雑な権利関係が想定されますので、あらかじめ、法律の専門家や著作権関係団体等に個別に相談されることをお勧めいたします。

III 権利の対象とならない著作物、著作権の保護期間

1. 権利の対象とならない著作物

著作権法上、形式的に見れば著作物に該当するものであっても、下記記載の著作物は、権利の対象とされていません(著作権法13条)。したがって、下記記載の著作物はコンテンツに自由に利用することができます。

- | |
|--------------------------------------------|
| ① 憲法その他の法令 |
| ② 国、地方公共団体の機関、独立行政法人が発する告示、訓令、通達等 |
| ③ 裁判所の判決、決定、命令及び審判等 |
| ④ ①ないし③の翻訳物及び編集物(国、地方公共団体の機関、独立行政法が作成したもの) |

2. 著作権の保護期間

著作権の保護期間がすでに満了している著作物は、自由に利用することができます。

著作権の保護期間は、著作物の創作時から始まり、作者の生存中及び死後50年間となるのが原則です。ただし、例外的に、作者の死亡の事実や時期が不明な場合、作者が法人等の団体の場合等、死亡時を起算点とすることが困難な場合は、下記のとおり、公表時を起算点とすることになります。

著作物の種類	保護期間
実名の著作物 (周知の変名を含む)	死後 50 年
無名・変名の著作物	公表後 50 年 (死後 50 年経過が明らかであれば、そのときまで) (実在の人のものとして周知の場合には該当しない)
団体名義の著作物	公表後 50 年 (創作後 50 年以内に公表されなければ、創作後 50 年)
映画の著作物	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)

(※)実名:氏名や名称等

変名:アーティスト名やペンネーム名等

もっとも、保護期間が満了した著作物であっても、著作(財産)権が消滅したに過ぎず、作者人格権は、一定の限られた範囲で永久に存続すると考えられています(著作権法60条)。具体的には、著作物を公衆に提供・提示する人は、その作者が生きているとしたら作者人格権の侵害となるであろう行為をしてはならないと定められています(著作権法60条本文)。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他により、その作者の意を害しないと認められる場合には、かかる行為は認められています(著作権法60条但書)。

IV 著作者に与えられる権利とは何か(著作(財産)権と著作者人格権)

著作者の権利は、人格権である著作者人格権と、財産権である著作(財産)権に大別されま
す。

1. 著作(財産)権

著作(財産)権は、複製権、翻案権、公衆送信権等の個々の権利(これを支分権といいます。)から構成された権利の束です。それぞれの権利の内容は、以下のとおりとなります。

著作権者は、下記の態様にて著作物を利用する権利を独占的に保有していますので、第三者のコンテンツが著作物に該当するのであれば、それを下記の態様で利用することは原則として禁止されることとなります。この場合、第三者から許諾を得る必要があるかについては、下記VI.をご覧ください。

(1) 複製権(著作権法21条)

著作者は、その著作物を複製(コピー)する権利、すなわち、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製する」権利(著作権法2条1項15号)を保有しています。有形的に再製することなので、ある媒体に固定することが要求されます。

なお、ここに定義されるコピーは、基本的に同一のものを作ることをいいますが、完全に同一である必要はありません。例えば、機械を使わず、手書きで写し取ったとしても、対象となる著作物に何ら自分の創作性を付け加えずにコピーした場合には、複製権の侵害になります。(なお、何らかの自分の創作性を付け加えた場合には、複製ではなく、翻案となります。詳細は下記(2)をご覧ください。)

また、著作物の一部分をコピーした場合も、そのコピーした一部分に当該著作物の著作者の創作性が認められるのであれば、やはり複製となります。

(2) 翻案権(著作権法27条)

翻案とは、著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案することをいいます。著作権者は、このように著作物を翻案する権利、すなわち二次的著作物(著作権法2条1項11号)を作る権利を保有しています。

したがって、著作権者の許諾を得ないで著作物を翻案することは、原則としてできません。

一方で、原著作物から単に事実・アイデアだけを抽出して、全く新たな表現を用いて著作物を作成した場合には、著作物として保護されない事実・アイデアを共通とするだけですので、翻案権の侵害にはなりません。かかる著作物は、新たに創作された別個独立の著作物であり、独立の著作権を取得します。

なお、翻案か、新しい著作物の創作かを判断することは、非常に困難な場合があります。

まず、翻案とは、既存の著作物(原著作物)に依拠し、かつ原著作物の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えた場合であって、翻案後の作品に接した人が、原著作物の「表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる」(最高裁の判決で使用されている表現です。)場合をいいます。例えば、小説をもとに脚本を作成したり、映画

化したりすることは、元の小説の本質的な特徴がそのまま残っているため、翻案に該当します。

原著者は、二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作者と「同一の種類の特権」を有します(著作権法28条)。つまり、原著物の著作者は、自分の著作物をもとに翻案された二次的著作物に対しても、自己の著作物と同様に、複製等の利用を禁止できる権利を持っていることとなります。逆にいえば、二次的著作物を利用しようとする場合、利用者は、原著者と二次的著作物の著作者の両方から許諾を得る必要があります。

翻案権に関する裁判例については、著作権法判例集の判例12. 及び判例13. をご覧ください。

(3) 公衆送信権、公衆伝達権(著作権法23条)

著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合は、送信可能化を含みます。)を行う権利、及び公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を保有しています。

「公衆送信」とは、不特定または多数の人に対して、無線・有線の電気通信で送信することをいい(著作権法2条1項7号の2)、具体的には、放送、有線放送、不特定・多数の人がアクセスできる状態でインターネットへアップロードすること等を指します。

第三者の著作物を無断でインターネット上にアップロードした場合、たとえアップロードした第三者の著作物がダウンロードや閲覧されなくても、かかる行為は第三者の公衆送信権を侵害することになります。

なお、不特定・多数の人がアクセスできない状態でアップロードする行為は、公衆送信には該当しませんが、サーバーに複製している点で、複製に該当します。

(4) その他

著作者は、上記の他に、下記の権利を保有しています。

上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利
上映権	著作物を公に上映する権利
口述権	著作物を朗読等の方法により口頭で公に伝える権利
展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布(販売・貸与等)する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品または複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利

2. 著作者人格権

著作者人格権とは、著作者が自己の著作物につき有している人格的利益を対象とした権利です。著作者人格権は創作と同時に著作者に原始的に帰属し、譲渡・相続できない一身専属的な権利です(著作権法59条)。

公表権	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを決めることができる権利

同一性保持権	自分の著作物の内容または題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利
--------	------------------------------------

V 著作物の自由利用が認められる場合(権利制限規定)

著作物を利用するすべての場合において、著作権者の許諾が必要とすると、著作権者が許諾をしない場合にはその著作物を利用することが不可能となり、著作物の円滑な利用が阻害され、文化の発展に寄与するという著作権法の目的に反することとなります。そこで、著作権法は、合理的な理由がある場合には、著作権者の権利を制限して、著作権者の許諾を得ずとも著作物を利用できることとしています。

このような利用が許されるのは、以下の場合です。

1. 適法な引用

(1) 適法な引用

著作権法上、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定されています(著作権法32条1項)。

引用は、一般的に、報道・批評・研究等の目的のために、他人の著作物を自己の作品に採録することを意味するものと考えられます。

(2) 引用の要件

上記(1)に記載した「引用」の要件を細分化すると、下記のとおりとなります。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------|
| a. 引用する著作物が「公表」されていること
b. 引用が公正な慣行に合致すること
c. 引用がその目的上正当な範囲内で行われたこと |
|--------------------------------------------------------------------------|

(あ) 「引用される著作物が「公表」されたもの」

引用が認められるのは、すでに公表されている著作物に限られます。

公表とは、著作権者や同人より許諾を得た者が、著作物を発行したり、公衆に提示したりする行為を意味します。

(い) 「引用が公正な慣行に合致すること」

引用が、引用される著作物の性質及び種類、引用の目的、態様に照らして妥当なものである場合をいいます。

具体的には、引用の必要性ないし必然性が一般的に認められることを意味すると解されています。また、出所明示を履行していることや著作者人格権を遵守していることも、引用行為が社会通念上妥当と認められるか判断する上で参考とされることとなります。

なお、慣行は各業界あるいは著作物によって異なります。第三者の学術論文等を引用する場合は、当該学術分野における慣行に従う必要があります。

(う) 「引用がその目的上正当な範囲内で行われたこと」

最高裁の判決(パロディ事件、最判昭和55年3月28日判時967号45頁、著作権法判例集の判

例14.)によれば、著作権法32条の「引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合で」なければならないとされています。

すなわち、「正当な範囲内」であるといえるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

①引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別できること

具体的には、引用した部分をカギ括弧で括る、フォントを変更する、枠で囲む、スペースを空ける、引用箇所を脚注で表示する、出所を明示する等の方法により、引用して利用する側の著作物(例えば、書評)と、引用して利用される側の著作物(例えば、書評の対象となっている書籍から一部引用した部分)とを明瞭に区別できるようにする必要があります。

②引用して利用する側の著作物が主、引用されて利用される側の著作物が従の関係にあること

つまり、引用する人が創作している表現が主であり、引用される部分が従でなければなりません。この主従関係は、分量の比較だけではなく、内容的な要素(引用しあるいは引用される著作物の性質、引用の目的・態様等の様々な要素)を考慮して判断するとされています。

(3) 出所明示義務

出所明示義務は引用が認められるための直接的な要件ではありませんが、出所明示を行わなかった場合には、上記(2)(イ)に定めた「公正な慣行」に反するかどうかの判断要素として斟酌されることとなります。

出所表示は、その利用の態様に応じて、合理的と認められる方法・程度によって行うこととなります。原則として、著作物の題号、著作者名を記載することが一般的です。

また、出所明示の方法としては、利用する著作物に接着して表示されることが必要です。したがって、パワーポイント等で第三者の著作物を引用する場合には、引用を行ったスライドの中に出所を明示することが望ましいといえます。

(4) 要約引用・翻訳引用

下級審判決では、上記(2)の要件を満たす限り、「他人の言語の著作物を新たな言語の著作物に引用して利用するような場合には、他人の著作物をその趣旨に忠実に要約して引用することも許容される」として、要約引用もできる旨の判断が示されています(血液型と性格の社会史事件、東京地判平成10年10月30日判時1674号132頁)。

なお、上記(2)の要件を満たせば、翻訳して引用することは、著作権法上許容されています(著作権法43条2号)。

(5) 引用と著作者人格権(特に同一性保持権)の関係

上記(2)の要件を満たす引用であっても、引用する著作物の著作者が有する著作者人格権を侵害することは許されません。また、上記のとおり、著作者人格権の遵守は、「公正な慣行に合致す

る」か否かの判断要素になります。

著作物を引用する場合、特に、作者の同一性保持権を侵害することのないよう(つまり、意に反する改変をしないように)、注意してください。

(6) 裁判例

引用に関する裁判例については、著作権法判例集の判例15. 及び判例16. をご覧ください。

2. 学校その他の教育機関における複製

著作権法35条は、学校等の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる(ただし、誰でも使えるような状態で設置してあるデジタル機器やコピープロテクション回避装置を用いた複製は除く。)とされています(著作権法35条1項)。また、一定の場合には、公表された著作物を公衆送信することができる(著作権法35条2項)。

本規定は、教育機関において、本サイトに掲載されている素材その他の著作物を授業に使用するためにあたって、その複製をしたり、または同時中継授業のために公衆送信したりすることを許諾するものです。

したがって、同時中継授業を実施する以外の目的で、本サイトにコンテンツをアップロードし、公衆送信することは、本規定の範囲には含まれません。

本規定の詳細な説明については、「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」【<http://www.jbpa.or.jp/35-guideline.pdf>】をご覧ください。

3. その他に自由利用が認められる場合

私的使用のための複製(30条)	個人的にまたは家庭内等限られた範囲内で利用するために、著作物を複製することができる(ただし、誰でも使えるような状態で設置してあるデジタル機器やコピープロテクション回避装置を用いた複製は除く。)
図書館等における複製(31条)	公立図書館等に限り、一定の条件の下に、利用者に提供するために所蔵資料を複製等することができる。
教科書等への掲載(33条、33条の2)	公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度で、教科用図書に掲載することができる(著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要)。また、教科用図書に掲載された著作物を、弱視の児童生徒のための教科用拡大図書として複製できる。
学校教育番組の放送等(34条)	公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度で、学校教育番組の中で放送、有線放送することができる(著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要)。
試験問題としての複製等(36条)	公表された著作物は、入学試験や検定試験等のために複製することができる(営利目的のための利用は、著作権者への補償金の支払いが必要)。
点字による複製等(37条)	公表された著作物は点字により複製し、点字データを作成・公衆送信し、点字図書館等において録音・自動公衆送信することができる。
聴覚障害者のための自動公衆送信(37条の2)	著作権法施行令で定められている者は、聴覚障害者のために、放送・有線放送されている著作物の音声(リアルタイム字幕)にして自動公衆送信することができる。
営利を目的としない	公表された著作物は、営利を目的とせず、観客から料金をとらずに、著

上演等(38条)	作物を上演・演奏等することができる。
時事問題に関する論説の転載等(39条)	新聞、雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、利用を禁ずる旨の表示がない限り、他の新聞、雑誌に掲載したり、放送したりすることができる。
政治上の演説等の利用(40条)	政治上の公開演説や公開陳述、裁判での公開陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、方法を問わず利用できる。
時事事件の報道のための利用(41条)	著作物に関する時事の事件を報道するためにその著作物を利用する場合、または事件の過程において著作物が見られ、もしくは聞かれる場合には、報道の目的上正当な範囲内であれば、その著作物を利用できる。
裁判手続等における複製(42条)	裁判手続、立法、行政上の内部資料として必要な場合もしくは特許、意匠、商標、実用新案、薬事に関する審査等の手続きのためには、著作物を複製することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く。
情報公開法等による開示のための利用(43条)	情報公開法等に規定する方法により開示するために必要と認められる限度において当該著作物を利用できる。
放送事業者等による一時的固定(44条)	放送事業者または有線放送事業者は、放送のための技術的手段として著作物を一時的に固定することができる。
美術の著作物等の原作品の所有者による展示(45条)	美術の著作物または写真の著作物の原作品の所有者は、その原作品を公に展示できる。
公開の美術の著作物等の利用(46条)	屋外に設置された美術の著作物や建築の著作物は、方法を問わず利用できる。
美術の著作物等の展示に伴う複製(47条)	美術の著作物の原作品等を展示する者は、観覧者のための解説、紹介用の小冊子に、展示する著作物を掲載することができる。
プログラムの著作物の複製物の所有者による複製(47条の2)	プログラムの所有者は、自ら電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製、翻案することができる。
保守・修理等のための一時的複製(47条の3)	記録媒体を内蔵する機器の保守・修理を行う場合、記録されている著作物のバックアップのために一時的に複製することができる。

VI 著作物の利用に際して、著作権者の許諾を得る必要がある場合

1. 許諾を得ることが必要な場合

自己のコンテンツに第三者のコンテンツを利用する場合、下記に該当すれば、第三者の許諾を得ることなく、そのコンテンツを無断で利用することができます。

- ① 第三者のコンテンツが著作物ではない場合(上記I.)
- ② 第三者のコンテンツが権利の対象とならない著作物である場合(上記III.)
- ③ 第三者のコンテンツの著作権の保護期間が満了している場合(上記III.)
- ④ 第三者のコンテンツを自由利用の範囲内で利用する場合(上記V.)

しかし、これらの例外に該当しない場合には、著作物の利用権限を取得しなければ、第三者のコンテンツを利用することはできません。第三者の許諾を得ないでそのコンテンツを利用すれば、第三者の著作権を侵害することとなります。

したがって、コンテンツの作成者は、第三者のコンテンツが上記のいずれにも該当しない場合は、第三者のコンテンツを利用するにあたって、あらかじめ第三者の許諾を得るようにしてください。

2. 利用許諾の取得の方法

著作権法は、著作権者が他人に対して著作物の利用を許諾できる旨、許諾を得た者は、許諾された利用方法、条件の範囲内においてのみ著作物を利用できる旨規定しています(著作権法63条1項、2項)。

したがって、第三者からコンテンツの利用許諾を取得する場合は、契約書等において、そのコンテンツの利用方法、条件等の詳細を定めておく必要があります。

なお、インターネットにおいて配信されている第三者のコンテンツには、例えば、JOCW¹、MITOCW²、クリエイティブ・コモンズ³等、一定の条件の範囲でだれでも自由に利用できるように、事前に許諾が与えられているものが存在します。これらの著作物については、提示されている条件を遵守する限り、改めて権利者から許諾を得る必要はありません。

3. 著作権関係団体

第三者からコンテンツの利用許諾を取得するにあたり、取得の方法や取得の相手方が分からない場合は、下記の著作権関係団体に問い合わせることにより、権利処理を行える場合があります。ただし、下記の著作権関係団体がすべての著作物について管理したり許諾を与えたりしているわけではありません。これらの著作権関係団体に問い合わせる等しても権利者が見つからない場合には、法律の専門家に相談されることをお勧めいたします⁴。

¹ URL : http://www.jocw.jp/index_j.htm

² URL : <http://ocw.mit.edu/OcwWeb/web/home/home/index.htm>

³ URL : <http://www.creativecommons.jp/>

⁴ なお、著作権法上、公表され、または公衆に提供・提示されている著作物は、著作権者不明等の理由により、相当な努力を払ってもその著作権者と連絡できないときは、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料相当と文化庁長官が定める補償金を、著作権者のために供託し、その裁定に係る利用方法

- [\(社\)著作権情報センター](#)
- [\(社\)日本音楽著作権協会](#)
- [\(社\)日本映像ソフト協会](#)
- [\(社\)コンピュータソフトウェア著作権協会](#)
- [\(社\)日本書籍出版協会](#)
- [\(社\)日本複写権センター](#)
- [\(社\)日本文藝家協会](#)
- [\(社\)日本芸能実演家団体協議会](#)
- [\(社\)日本レコード協会](#)
- [日本放送協会](#)
- [\(社\)私的録音補償金管理協会](#)
- [\(社\)私的録画補償金管理協会](#)
- [著作権等管理事業者検索](#)

により利用できるとされています(著作権法 67 条 1 項)。しかしながら、この裁定制度を利用するために必要な、「著作権者と連絡をとるための相当の努力」が現行法上は厳格に解されていることから、現時点での利用実績はそれほど多くありません。この制度の詳細については、文化庁HP「著作権者不明等の場合の裁定制度」(<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-l/index.html>)をご覧ください。

VII 著作隣接権

著作権法は、実演家・レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に対して、著作隣接権という別個の権利を与えています。

このうち、実演家には、録音権、録画権、放送権、送信可能化権等が認められています。「実演」とは、著作物を演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、またはその他の方法により演ずることをいいます。「実演家」とは、俳優、舞踊家、演奏家、歌手等の実演を行なう者、及び実演を指揮し、または演出する者をいいます。

また、レコード製作者には、複製権、送信可能化権等が認められています。「レコード」とは、「蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの」と法律上定められており、CD、MD、DVD、ハードディスクなどの記録媒体に固定されたものをいいます(ただし、映像と同時に録音された音は、映画の著作物の一部となりますので、レコードには含まれません)。「レコード製作者」とは、レコードに固定されている音を最初に固定した者をいいます。

例えば、バンドが演奏したり歌を歌ったりした音を録音する場合には、楽器を演奏した人や歌った人に実演家の権利が、その演奏を録音した人にレコード製作者の権利が認められることとなります。この演奏を二人の人が同時に録音して、それぞれ CD を作成した場合には、それぞれの録音者に、自分の録音についてレコード製作者の権利が別個に与えられます。

さらに、かかる演奏がラジオやテレビ等の電波により放送されたり、ケーブルテレビなどで有線放送された場合には、かかる放送や有線放送にかかる音、映像などを録音・録画などの方法で複製すること、公衆送信すること、再放送・再有線放送すること、映像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達することなどについて、放送事業者・有線放送事業者にも権利が発生します。

VIII 著作権法に関する参考ウェブサイト

- 文化庁 HP「著作権制度に関する情報」
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_2.html
- (社)著作権情報センターHP「著作権 Q&A シリーズ」
<http://www.cric.or.jp/qa/qa.html>